

総社市消防告示第1号

総社市応急手当普及啓発活動推進に関する実施要綱（平成17年総社市消防告示第3号）の一部を次のように改正する。

令和4年6月24日

総社市消防長 中山利典

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動条」という。）に対応する同表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動後条」という。）が存在する場合には、当該移動条を当該移動後条とし、移動後条に対応する移動条が存在しない場合には、当該移動後条（以下「追加条」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条の表示及び追加条を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(感染防止上の配慮)</p> <p>第21条 消防長は、住民に対する応急手当の普及講習の実施に当たっては、応急手当を行う場合に係る感染防止上の留意事項について指導を行うものとする。また、心肺蘇生法の実技実習を行う場合には、蘇生訓練用人形の消毒、滅菌等の措置を行うものとする。</p> <p><u>(応急手当実施者の救命行動に影響し得る障壁等への対応)</u></p> <p><u>第22条 消防長は、住民に対する応急手当の普及講習の実施に当たっては、応急手当実施の障害となる不安を取り除くための情報を提供するとともに、応急手当実施時に心的ストレスが発生する可能性があることについて指導を行うものとする。</u></p> <p><u>2 消防長は、応急手当実施者のサポート体制の構築に努め、サポート体制について講習時に周知するものとする。</u></p> <p>(関係機関との連携)</p> <p>第23条 略</p> <p>(報告)</p> <p>第24条 略</p> <p>(その他)</p>	<p>(感染防止上の配慮)</p> <p>第21条 消防長は、住民に対する応急手当の普及講習の実施に当たっては、応急手当を行う場合に係る感染防止上の留意事項についても指導を行うものとする。また、心肺蘇生法の実技実習を行う場合には、蘇生訓練用人形の消毒、滅菌等の措置を行うものとする。</p> <p>(関係機関との連携)</p> <p>第22条 略</p> <p>(報告)</p> <p>第23条 略</p> <p>(その他)</p>

改正後		改正前	
第25条 略		第24条 略	
別表第1（第4条関係） 普通救命講習Ⅰ		別表第1（第4条関係） 普通救命講習Ⅰ	
略		略	
略		略	
備考	<p>1 略</p> <p>2 普及時間を分割した講習を可能とする。</p> <p>3 <u>座学部分については、eラーニングやオンラインによる双方向のLIVE講習（以下「オンライン講習」という。）の活用を可能とする。</u></p> <p><u>eラーニングやオンライン講習による心肺蘇生法の座学講習（60分相当）を受講した場合、概ね1箇月以内に、対面による実技講習等（120分）を受講することで、修了証を交付することができる。</u></p> <p>4 略</p>	備考	<p>1 略</p> <p>2 <u>eラーニングを活用した講習や普及時間を分割した講習を可能とする。</u></p> <p>3 略</p>
別表第1の2（第4条関係） 普通救命講習Ⅱ		別表第1の2（第4条関係） 普通救命講習Ⅱ	
略		略	
略		略	
備考	<p>1～3 略</p> <p>4 普及時間を分割した講習を可能とする。</p> <p>5 <u>座学部分については、eラーニングやオンライン講習の活用を可能とする。</u></p> <p><u>eラーニングやオンライン講習による心肺蘇生法の座</u></p>	備考	<p>1～3 略</p> <p>4 <u>eラーニングを活用した講習や普及時間を分割した講習を可能とする。</u></p>

改正後				改正前			
		<u>学講習（60分相当）を受講した場合，概ね1箇月以内に，対面による実技講習等（180分）を受講することで，修了証を交付することができる。</u> <u>6 略</u>				<u>5 略</u>	
別表第1の3（第4条関係） 普通救命講習Ⅲ				別表第1の3（第4条関係） 普通救命講習Ⅲ			
略				略			
略				略			
備考		1 略 2 普及時間を分割した講習を可能とする。 <u>3 座学部分については，e-ラーニングやオンライン講習の活用を可能とする。</u> <u>e-ラーニングやオンライン講習による心肺蘇生法の座学講習（60分相当）を受講した場合，概ね1箇月以内に，対面による実技講習等（120分）を受講することで，修了証を交付することができる。</u> 4 略		備考		1 略 2 <u>e-ラーニングを活用した講習や普及時間を分割した講習を可能とする。</u> <u>3 略</u>	
別表第2（第4条関係） 上級救命講習				別表第2（第4条関係） 上級救命講習			
略				略			
項目		細目		項目		細目	
略		略		略		略	
その他の応急手当	略 手当の要領	略		その他の応急手当	略 手当の要領	略	
		その他の手当 (用手による類)				その他の手当 (用手による類)	

改正後			改正前		
		椎保護, すり傷・切り傷, 気管支喘息, 痙攣, 低血糖, 失神, アナフィラキシー, 歯の損傷, 毒物, 溺水への対応等)			椎保護, 溺水への対応等)
	略			略	
略			略		
備考	<p>1及び2 略</p> <p>3 普及時間を分割した講習を可能とする。</p> <p>4 <u>座学部分については, e-ラーニングやオンライン講習の活用を可能とする。</u></p> <p><u>e-ラーニングやオンライン講習による心肺蘇生法の座学講習(60分相当)を受講した場合, 概ね1箇月以内に, 対面による実技講習等(420分)を受講することで, 修了証を交付することができる(座学講習について, その他の応急手当等を含めた120分相当とする場合は, 対面による実技講習等は360分とする。)</u>。</p> <p>5 略</p>		備考	<p>1及び2 略</p> <p>3 <u>e-ラーニングを活用した講習や普及時間を分割した講習を可能とする。</u></p> <p>4 略</p>	

附 則
この告示は, 公布の日から施行する。